

平成23年10月26日

市内小・中学校長 様  
保護者・関係者 様

三郷市放射能対策室  
三郷市教育委員会

市内小・中学校放射線量低減化作業の実施について

標記の件について、三郷市放射線量低減化対策の基本方針（※別添資料参照）に基づき、市内小・中学校の放射線量低減化作業を下記のとおり実施してまいります。つきましては、格段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

記

1 実施時期と実施校について

|       |                  |     |
|-------|------------------|-----|
| <第1期> | 10月29日（土）、30日（日） | 2日間 |
|       | 新和小、高州東小、立花小、高州小 | 計4校 |
| <第2期> | 11月5日（土）、6日（日）   | 2日間 |
|       | 鷹野小、八木郷小、前谷小、前間小 | 計4校 |

※ 雨天の場合は、翌週の月～金のうちに実施する。

2 業者による作業日の主な日程について

○ 1日目

- (1) ロードスweeperによる表土掘削による除染作業
- (2) トン袋に除去土壌を入れる作業
- (3) 業者作業員による校庭遊具付近の掘削による除染作業
- (4) 埋設穴場所の設定作業

○ 2日目

- (1) 埋設穴へ遮水シートを敷き、トン袋を入れ覆土する作業
- (2) 作業員による校庭表土の補修作業
- (3) 効果測定

3 市教委職員による校庭遊具等の除染作業について

- ・ 業者の作業実施日までに、校庭遊具等で比較的高い箇所を除染作業を実施します。

4 上記8校以外の小学校及び中学校の除染作業について

- ・ 今後も小・中学校の詳細測定を行い、三郷市放射線量低減化対策の基本方針に基づき、除染計画・方法を検討し実施してまいります。

< 資料 >

三郷市の放射能低減化対策の進め方について（平成23年10月18日）

1 放射線量低減化対策の基本方針 <抜粋>

- (1) 追加被ばく線量が、年間で1ミリシーベルトを超えないことを目指します。対策を推進する地域の目安としては、地表面から1メートルの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の地域とします。
- (2) 放射線量低減対策は、学校や公園などの特に子どもが日常的に活動する可能性が高いところから重点的に実施することを基本とします。
- (3) 低減対策により発生した汚染土については、当該施設の敷地内での保管（仮置き）を基本とします。

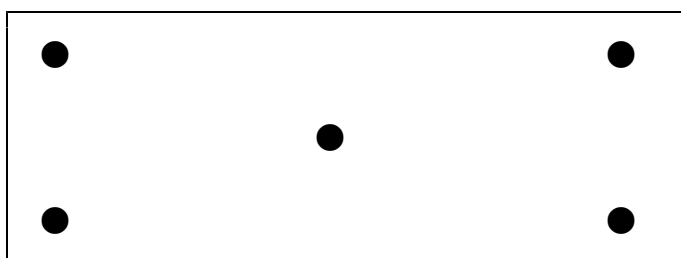
2 学校における低減化対策

- (1) 敷地内の空間放射線量の詳細測定を行います。
- (2) グラウンドの空間放射線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上の学校については、放射線量の高い小学校から重機による校庭表土の除去（1cm程度）を行います。

<測定方法について>

【学校における放射線量測定の手引き（平成23年8月26日 文部科学省）より】

- (1) 校庭についてはサイコロの5の目の形状（図）で5点を測定します。



※ ただし、砂場遊び等、特定の1か所に長くとどまって過ごす場合は当該ポイントの中心を測定します。

- (2) 空間放射線量率の計測時の留意点

○ 地上高1mまたは地上高50cmの高さを計測します。

幼児・低学年児童の生活空間を配慮し、小学校以下及び特別支援学校では50cm、中学校以上では1mの高さを採用します。空間線量率の測定結果は、屋外においては各ポイントの測定値の1mまたは50cm高のそれぞれの平均値を集計し算出します。